

資力に係る申出書

氷見市長 菊 地 正 寛 様

私、氷 見 太 朗は、令和6年能登半島地震のため、住家が半壊（準半壊）しております。
住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施していただきますようお願いいたします。

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

- 例示1 収入は年金のみで生活費だけでなくなり、余裕がない。
そのため、応急修理を実施できる資力はありません。
- 例示2 生活費や〇〇ローンの支払いなどで余裕がない。
そのため、応急修理を実施できる資力はありません。
- 例示3 施設に入所している母、息子の大学の学費と生活費の仕送りで余裕がない。
そのため、応急修理を実施できる資力はありません。
- 例示4 大雨被害で店舗を閉鎖し、収入が全くない状況である。
そのため、応急修理を実施できる資力はありません。

令和 6 年 1 月 7 日

申出者

被害を受けた住宅の所在地

氷見市鞍川〇〇〇番地

現住所 氷見市鞍川〇〇〇番地

氏名 氷 見 太 朗

資力に関する申出の内容として、例えば、

- ・高齢で年金収入しかなく、修理する費用がない。
- ・住宅ローンがあり、これ以上の資金を工面することができない。
- ・子供の養育、教育費の支出が多く、修理代を工面することができない。
- ・多子世帯で日々の生活費用の支出が多く、修理代を工面することができない。
- ・自宅だけでなく、事業所又は田畑等も被害に遭い、これらの補修に係る費用に多額の費用が掛かること、また、事業を再開するまでの間、収入が見込めない。

など

これらはこれまでの精算監査等で資力に関する申出に記載されていた事例を簡潔に記載したものであり、これらに対象が限定されるものではない。